

**愛知県環境審議会 自然環境保全部会
会 議 録**

1 日時

令和4年7月19日（火） 午前10時30分から正午まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎 B101（地下1階） ※一部の委員及び専門委員はオンライン参加

3 出席者

(1) 委員

渡邊部会長、西田委員、長谷川委員、増田委員、佐藤専門委員、高橋専門委員、中川専門委員、前田専門委員、宮崎専門委員、森部専門委員（以上10名）

(2) 事務局

愛知県環境政策部自然環境課：杉本課長、夏目担当課長、兒玉担当課長、小関課長補佐、磯谷課長補佐、小川課長補佐、佐藤課長補佐、大越主査、大島主査、内藤主事（以上10名）

(3) 傍聴人

なし

4 審議事項等

(1) 審議事項（1件）

鳥獣保護区特別保護地区の更新について

(2) 報告事項（2件）

愛知県立自然公園条例の改正について

あいち生物多様性戦略2030の進捗状況について

(3) 審議等の内容

別添のとおり

(1) 審議事項

鳥獣保護区特別保護区の更新について

資料1-1～1-4に基づき説明

(前田専門委員)

資料1-3計画書(案)の別表3に生息する獣類一覧について、愛知県森林公園にはニホンリスは生息していると認識しているが、抜けているのは何故か。調査は夏季・冬季に行い、アンケート調査や目撃情報が出ていてもおかしくないの伺いたい。

(事務局)

今回の調査では、ニホンリスは確認されなかった。しかしながら、ニホンリスは、この近辺の東谷山ではたくさん確認されている地域であり、森林公園でも確認されてもおかしくない種だと思う。

現地調査によって確認はされていないが、アンケート調査や聞き取り調査によって確認されたニホンジカやニホンカモシカをリストに加えているので、専門委員のご意見において追加する。

(渡邊部会長)

ニホンリスがリストから抜けていることに疑問があるので、加えるということによいか。

(森部専門委員)

ニホンリスをリストに加えることに賛成する。文献によって判明して加える場合は、入れる基準を一定にして入れるべきだと思う。

(事務局)

ニホンリス以外の種をリストに加える場合についても、基準は一定にしていきたい。

(高橋専門委員)

鳥の関係で、一覧表を見ると若干少なく感じる。森林公園では過去に、例えば、フクロウやオオタカも確認されていると思う。過去には、尾張野鳥の会が調査をしていたが、詳しい情報は分からない。昼夜の調査や年間を通じて調査をしないと分からない種もある。リストにあまり細かい種まで記載する必要はないと思うが、最近調査等された方に聞いてみるのはどうか。

(事務局)

この調査は、年間を通した調査ではなく、夜の調査も行っていないので、確認できていない種もあると思っている。今後、調査等を実施した方とお話ししていく。

(渡邊部会長)

いくつかご意見がありましたが、ニホンリスは別表3の一覧に入れる、それ以外の種に関しては、事務局での検討の上、部会長一任ということで異議はないか。

※異議なし

(2) 報告事項

ア 愛知県立自然公園条例の改正について

資料2-1～2-2に基づき説明

(高橋専門委員)

段戸裏谷原生林において、希少な鳥類の写真を撮るために餌付けする方が、罰則の対象となり得るのか。

(事務局)

罰則については、「みだりに」とあるので、必要な範囲の場合は適用されない。

(高橋専門委員)

希少な鳥類の繁殖地の近くに餌を蒔いて写真を撮ることによって、県内では繁殖や生息自体が確認できなくなっている。そのような方に罰則が適用できるようにしてほしい。

(事務局)

公園利用上の支障をきたす場合に、規制の対象となり得る。ご意見については、運用上で検討していきたい。

(高橋専門委員)

カメラを持って大勢で鳥を取り囲んで写真を撮っている方によって、県内で繁殖できなくなっている鳥類がいる。そのような方を罰則の対象に加え、実効性が伴うような

改正をして頂きたい。

(事務局)

法律・条例の仕組みとしては、規制された地区の中で、違法行為により行政が指導をしたところ、従わない場合に罰則が適用されるもので、段階を踏む必要がある点をご理解頂きたい。

(渡邊部長)

この件については、事務局の方で検討してもらうことでお任せしたい。

イ あいち生物多様性戦略 2030 の進捗状況について

資料 3-1～3-2、参考資料 1-1～5 に基づき説明

(事務局)

本日、湿地調査にあたり、ご欠席の富田専門委員より事前に意見を頂いているため、紹介させて頂く。

・愛知県の県有林内（特に春日井市・尾張旭市・名古屋市守山区・豊田市藤岡地区）には、良好な状態を保ち固有種・希少種の生育する湧水湿地が集中しており、県内湿地の 15%以上を占めて分布している。

・愛知県の生物多様性を保全していくうえで、県有林内の湿地の保全は重要なカギを握る。また、県が所有・管理する県有林は、個人や私企業の所有地と異なり、将来にわたって安定して管理される可能性の高い場所であるため、保全の効果は非常に大きい。

・県有林内の湿地の保全を進めるうえで、位置・環境・生物相などに関わる調査が必要である。湿地調査を目的とした、市民ボランティアや研究者等の林内への立ち入りについて、理解と柔軟な対応を求めたい。

・また、良好な状態を保つため、再生を図るための作業が必要な湿地も多い。周囲の除伐や枝払いなどの現状変更が必要と認められる場合、柔軟に協議に応じて頂くよう対応を求めたい。

以上が富田専門委員の意見である。なお、県有林というのは、一般の方は原則立入禁止とされており、誰もが立ち入れる場所ではないことにご理解を頂きたい。この点に関してご意見を頂きたい。

(渡邊部会長)

私も県有林所管の土地において調査を行っている。富田専門委員の意見にもあるように、県有林事務所としての考え方もあると思うが、湿地の保全活動も非常に重要と考える。多様な生物が育まれる場所であり、あいち生物多様性戦略 2030 の重点プロジェクトに位置づけていることを県有林事務所においても理解をしてもらい、特に調査等について認めてほしい。先程、事務局からの説明にもあったとおり、誰もが立ち入れる場所ではないことは理解しているが、現況調査、湿地が消失しかけている場合の保全作業について、手続きを踏めば、基本的には受け入れてほしい。

(事務局)

この点について所管先と検討させて頂く。

(中川専門委員)

資料 3-2 成果指標管理表の基本方針 4 の「未調査」の箇所について、もともと調査する予定であったができなかったのか、又は調査する予定でもなかったのか分からないので、記載ぶりを考えて頂けないか。

(事務局)

29 番については、昨年度、本調査を実施する予定もなく実施していないため、未調査と記載している。未調査については、本戦略の中間年の前年 2024 年度までに県民世論調査などにより把握したいと考えている。そのため、右欄には 2024 年度までに実施予定と記載している。33 番も同様の考え方で記載している。

(中川専門委員)

目標値の下に、調査予定時期を加えると良いのではないかと。

(渡邊部会長)

事務局の方で、今後加えるように検討しておくこと。

(高橋専門委員)

企業認証制度について、成果が出ない場合は認証を受けられないのか。

(事務局)

成果というよりは、生物多様性保全活動を行っているのか、具体的な取組として絶滅危惧種の保全活動や外来種駆除活動を実施しているか、生物多様性保全のための担当部署を設けているのかなどにより審査を行い、認証する制度となる。

(高橋専門委員)

トヨタ自動車株式会社の(下山)テストコースは、地元の協力などを得ながら一生懸命活動をしてもらった。テストコースができる前よりも、生き物が増えるようトヨタ自動車株式会社に対して提案をした結果、県内では殆ど繁殖できなかった鳥類が、巣箱の設置により繁殖できるようになった。しかし、最近では天敵の蛇の影響で数年は上手くいっていない。そのような努力に対して評価してほしい。他にも沿岸部の埋立地でのコアジサシ保全活動を行っている企業でも天敵のキツネやタヌキの影響で、対策を行っているにも関わらず繁殖が上手くいっていないことがある。そのような企業に対して認証してほしい。

(渡邊部会長)

企業認証制度に関しては、まず取り組んでいるかどうかである。取り組むことで専門家からの助言を受けられると思う。相手が生き物なので、保全活動が必ず上手くいく、すぐ結果が出るとは限らない。しかし、上手くいかないことなどを議論することによって生物多様性を維持していくことにつながる。

(前田専門委員)

企業認証制度は、非常に興味深い取組だと思う。参考資料4では募集期間が僅かとなっているが、現時点の申込件数を伺いたい。

(事務局)

現段階では、提出済みは少なく、事前相談される企業は40社ほどあった。本制度は、今後も続けていくことを考えている。今年度申込みをいただける企業や、今年度は見送った企業もあるかと思うので、徐々に増加していくと良いと考えている。

(渡邊部会長)

企業は、どの程度で認証されるのか様子見しているところもあると思う。他の事例が見えてくると希望する企業も増えてくると思う。或いは認証を受けるために、何をプラスしたら良いか分かってくると思う。今年度だけではなく、来年度以降も続けていくということなので、委員の中で企業と関わりがある方がおられましたら、是非応募を促して頂くようよろしくお願いする。

以上